

2025年3月

作業療法学科入学予定者保証人 各位

群馬パース大学リハビリテーション学部

作業療法学科長 石井良和

臨床実習委員長 近藤 健

臨床実習に関するご説明とお願い

1) 本学の学外と学内での臨床実習プログラムの時期と期間について

臨床実習科目名 (単位数)	開講学年	実習期間	開講予定時期
見学実習 (2単位)	2 学年後期	2 週間	2027 年 2 月
作業療法基礎実習 I (3単位)	3 学年後期	3 週間	2027 年 9～10 月
作業療法基礎実習 II (3単位)		3 週間	
総合臨地実習 I (8単位)	4 学年前期	8 週間	2028 年 4～7 月
総合臨地実習 II (8単位)		8 週間	
地域臨地実習 (1単位)	4 学年後期	1 週間	2028 年 10 月

- ・ 文部科学省・厚生労働省の定める理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則では、20 単位（専門必修科目の 43%）以上を学外での臨床実習に当てるよう定められております。
- ・ 臨床実習では、各科目の期間を通して 1 つの医療機関に 1～2 名の学生が配置され、日本作業療法士協会の臨床実習指導者講習会を修了した作業療法士が臨床実習指導者として指導します。
- ・ 近年、作業療法士の養成校の急激な増加にともない、全国的に実習施設が不足しております。本学の実習施設も近隣での確保に努力はしておりますが県内だけでは不足しており、南関東など宿泊を伴う遠隔地での実習が発生する可能性があります。
- ・ 実習施設への「実習施設使用費」や「学生指導経費」は本学より支出しますが、実習施設への交通費、居住費、運送費は、各自で別途必要となりますことをご承知願います。居住費を要した場合、居住費の平均は約 22 万円（3～50 万円）でした。

2) 実習に関する留意事項について

- ・ 実習施設への通学には原則として公共交通機関を使用するように指導しております（但し、実習施設の立地条件により公共交通機関の利用が難しく、施設側が許可し、かつ保証人が承諾した場合は除く）。
- ・ 自宅（賃貸アパート含む）通学が不可能な遠隔地の病院・施設で実習する場合は、ウィークリーマンション等を各自で手配していただくこととなりますのでご了承ください。
- ・ 県内県外を問わず病院・施設によりましては、実習生用の宿泊施設を用意している病院・施設もあります。該当する場合には事前にご連絡いたします。

3) 実習の履修要件について

- ・見学実習は、2年生前期までに開講される卒業に必要な単位を全て修得していること
- ・作業療法基礎実習ⅠとⅡは、3年生前期までに開講される卒業に必要な単位を全て修得していること
- ・総合臨地実習ⅠとⅡは、3年生後期までに開講される卒業に必要な単位を全て修得していること
- ・地域臨地実習は、4年生前期までに開講される全ての必修科目の単位を全て修得していること
- ・臨床実習の配置は実習に先立って早い時期（前年の11月ないし12月）に決定されますが、単位修得が確定するまでは仮配置となります。また実習施設の都合により変更となることもあります。
- ・臨床実習施設配属先の確定は、必要な単位の修得を経てからとなります。

4) 実習施設の届け出許可制について

- ・臨床実習施設は、本学が文部科学省に届け出して認可された、かつ本学と臨床実習の契約を交わした施設である必要があります。時折、知人・縁故関係で特定の学生の実習を引き受ける主旨で実習施設の提供を申し出られる場合があります。このようなケースにつきましては、教育の公平性および手続き上の制約の点から、原則として認めておりません。

5) 実習期間におけるトラブルについて

- ・臨床実習期間に発生したトラブルは本学科教員が対応いたします。ご家族様から、直接、臨床実習施設あるいは臨床実習指導者へは接触なさいませぬようお願いいたします。かかる事態の場合はまず大学にご連絡くださいますようお願いいたします。

6) 実習期間における保険について

- ・実習時に傷害を受けた場合、他者に損害を与えた場合、実習施設の機器を破損させた場合等に備え、学生教育研究災害障害保険に加入しております。そのような事実では保険会社からの補償があります。
- ・保険は実習施設への通学に際しても適応となります。但し、事前に大学に届出した経路に限り適応され、経路を外れた箇所で事故等に遭遇した場合は適用されません。尚、実習期間中の実習施設への公共交通機関の使用は通学定期券の適用となります。

7) 実習期間における健康管理について

- ・臨床実習期間は不慣れな環境と課題などの集中により、疲れやすく体力が低下気味となる傾向があります。健康管理に格段の配慮を払うよう指導いたしますが、ご家族様におかれましてもご援助などをお願いいたします。また、健康管理の一環としまして、1年入学時に感染症の抗体検査を実施いたします。学外実習での感染症対策としまして、抗体検査陰性の場合には該当する予防接種を受けることを勧める指導を行う旨をご承知おきください。